

令和4年度 秋の交通・生活安全市民運動実施要綱

1 交通安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

ア 秋の交通安全市民運動

期 間：令和4年9月21日(水)～30日(金)までの10日間

重点事項：歩行者の安全の確保、夕暮れ時と夜間の事故防止と安全運転意識の向上、
飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

イ 自転車安全利用促進強調月間

期 間：令和4年11月1日(火)～30日(水)までの30日間

重点事項：自転車の安全利用促進

(2) スローガン

マナーアップなごや なくそう交通事故
～広めよう 交通安全スリーS運動～



(3) 主要実施事項

ア 秋の交通安全市民運動

◇歩行者の安全の確保

～信号を守るなど交通ルールを守りましょう～

- ①家庭では、道路の安全な通行方法や、自宅周辺の危険箇所について十分に話し合い、交通安全意識を高めましょう。
- ②歩行者は、信号を守る、横断歩道を利用するなど、交通ルールを守り、自らの安全を守るための交通行動をとりましょう。

◇夕暮れ時と夜間の事故防止と安全運転意識の向上

～自動車も自転車も早めにライトを点灯しましょう～

- ①歩行者や自転車利用者は、夕方や夜間に外出する際は、ドライバーからよく見えるように、反射材を着用し、明るく目立つ色の服装をするとともに、交通ルールを遵守しましょう。
- ②ドライバーも自転車利用者も、夕暮れ時にはライトを早めに点灯しましょう。
- ③ドライバーは、特に子どもや高齢者の通行が多い生活道路等では、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行しましょう。
- ④加齢等に伴う身体機能の低下が運転などに及ぼす影響を踏まえ、高齢者の運転や運転免許の自主返納について話し合いましょう。

◇飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

～飲酒運転、あおり運転等は絶対にやめましょう～

- ①「飲酒運転四(し)ない運動」(運転するなら飲まない、飲んだら運転しない、運転する人にすすめない、飲んだ人に運転させない)を、家庭、地域、事業所ぐるみで強力で推進し、自転車も含めた飲酒運転の根絶を図りましょう。
- ②「あおり運転」などの妨害運転や「ながら運転」は悲惨な交通事故を招くことを意識し、絶対にやめましょう。

イ 自転車安全利用促進強調月間

◇自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

～自転車を利用するときはヘルメットを着用しましょう～

- ①自転車に乗るときは以下のルール・マナーを守りましょう。
 - ・自転車は、車道が原則、歩道は例外 ・車道は左側を通行
 - ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ・夜間はライトを点灯
 - ・スマートフォン等の使用はしない など
- ②自転車損害賠償保険等へ加入しましょう。
- ③自転車乗車用ヘルメットの着用に努めましょう。
※令和3年10月1日より全年齢努力義務になりました。



ヘルメット未着用時の
致死率は着用時に比べ
約2.3倍！
(令和3年 愛知県警察統計)

2 生活安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

ア 秋の生活安全市民運動

期 間：令和4年10月11日（火）～20日（木）までの10日間

重点事項：子どもの安全を守る活動の推進、自動車盗の被害防止、特殊詐欺の被害防止、住宅対象侵入盗の被害防止、暴力団排除活動の推進

イ 自転車盗難防止「ツーロックの日」

実 施 日：令和4年11月26日（土）

重点事項：自転車盗の防止



(2) スローガン

みんなで創ろう、安心・安全 なごや

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」 3N(ない)

(3) 主要実施事項

ア 秋の生活安全市民運動

◇子どもの安全を守る活動の推進 ～子どもだけで行動する時間帯に注意～

- ①いざというときかけこめる「こども110番の家」の場所を子どもと一緒に確認し、「こども110番の家」の方とコミュニケーションをとるようにしましょう。
- ②学校における防犯対策マニュアルに基づいて、訓練をしましょう。

◇自動車盗の被害防止 ～住宅駐車場でも被害発生～

- ①車両から離れるときは、短時間でもカギをかけましょう。
- ②ハンドルロック器具や警報機など複数の盗難防止機器を組み合わせて活用しましょう。

◇特殊詐欺の被害防止 ～犯行の手口も巧妙化～

- ①在宅中でも留守番電話にしておき、犯人と直接会話をしないようにしましょう。また、家族や親しい人には在宅中でも留守番電話にしていることを伝えましょう。
- ②身に覚えのない利用料金の請求や、息子や孫を名乗りお金を要求する電話がかかってきたら、必ず家族や警察に相談し、すぐに振り込まない（手渡さない）ようにしましょう。
- ③「還付金の手続きのためATMに行け」は詐欺です。携帯電話を使用しながら、ATMを操作している高齢者を見かけたときは、詐欺の被害を疑い声をかけましょう。

還付金詐欺の被害件数は
昨年約1.5倍



◇住宅対象侵入盗の被害防止 ～窓からの侵入が多発～

- ①短時間の外出や家にいるときでもカギかけを徹底しましょう。
- ②普段からあいさつをする、長期間留守にするときは近所に声をかけるなど地域の連携を深め、空き巣等に対する地域の目を強化しましょう。

昨年に比べて
約4割増加！

◇暴力団排除活動の推進 ～恐れない・利用しない・協力しない・交際しない～

- ①市民の安全で平穏な生活を守るため、警察等関係機関との連携を一層強化し、地域住民が一体となって暴力団排除のための活動を推進しましょう。
- ②暴力団を恐れることなく毅然と対応し、トラブル解決などに暴力団を利用しないようにするとともに、暴力団から不当な要求を受けた場合は、警察に相談しましょう。

イ 自転車盗難防止「ツーロックの日」

◇自転車盗の防止 ～盗難の約5割が施錠なし～

- ①丈夫なワイヤー錠などを活用し、ツーロックにするようにしましょう。
- ②駐車をするときは、管理の行き届いた自転車駐車場を利用し、少しの時間でも必ずカギをかけるようにしましょう。

名古屋市

名古屋市交通・生活安全市民会議

編集 スポーツ市民局地域安全推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(〒460-8508)

電話 (052)972-3124 FAX (052)972-4823 発行部数13,350部 通番64号